

政令第四十号

生活困窮者自立支援法施行令

内閣は、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第九条及び第十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金に係る国の負担）

第一条 生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）第九条第一項の規定により、毎年度国が市等（法第三条第一項に規定する市等をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は都道府県に対して負担する第九条第一項第一号又は第三号の額は、次に掲げる額のうちいずれか低い額とする。

一 生活困窮者自立相談支援事業（法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業をいう。以下この項において同じ。）の実施に要する費用について市等又は都道府県の設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）の所管区域内の町村における人口、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。）の数その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額

二 市等又は都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

2 法第九条第一項の規定により、毎年度国が市等又は都道府県に対して負担する同項第二号又は第四号の額は、市等又は都道府県が行う法第二条第三項に規定する生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

（生活困窮者就労準備支援事業等に係る国の補助）

第二条 法第九条第二項の規定により、毎年度国が市等又は都道府県に対して補助する同項第一号の額は、市等又は都道府県が行う法第二条第四項に規定する生活困窮者就労準備支援事業及び同条第五項に規定する生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

2 法第九条第二項の規定により、毎年度国が市等又は都道府県に対して補助する同項第二号の額は、市等又は都道府県が行う法第二条第六項に規定する生活困窮者家計相談支援事業並びに法第六条第一項第四号

及び第五号に掲げる事業の実施に要する費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

（大都市等の特例）

第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）において、法第十八条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七百七十四条の三十三に定めるところによる。

2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）において、法第十八条の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第七百七十四条の四十九の十三に定めるところによる。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条 地方自治法施行令の一部を次のように改正する。

第六十七條の二第一項第三号中「受けた者において」を「受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第二条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）において」に、「契約又は」を「契約、」に改め、「により受ける契約」の下に「又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約」を加える。

第七十四條の三十三を次のように改める。

（生活困窮者の自立支援に関する事務）

第七百七十四条の三十三 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する生活困窮者の自立支援に関する事務は、生活困窮者自立支援法第十条及び第十五条第二項の規定により、都道府県が処理することとされている事務とする。この場合においては、同法第十条及び第十五条第二項の規定中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

第七百七十四条の四十九の十三から第七百七十四条の四十九の十五までを次のように改める。

（生活困窮者の自立支援に関する事務）

第七百七十四条の四十九の十三 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する生活困窮者の自立支援に関する事務は、生活困窮者自立支援法第十条及び第十五条第二項の規定により、都道府県が処理することとされている事務とする。この場合においては、同法第十条及び第十五条第二項の規定中都道府県に関する規定は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

（食品衛生に関する事務）

第七百七十四条の四十九の十四 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理す

る食品衛生に関する事務は、食品衛生法及び食品衛生法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第五十一条の規定による条例の制定に関する事務を除く。）とする。この場合においては、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2 第七百七十四条の三十四第二項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第七百七十四条の四十九の十四第一項」と読み替えるものとする。

第七百七十四条の四十九の十五 削除

（地方公営企業法施行令の一部改正）

第三条 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の十四第一項第三号中「受けた者において」を「受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第二条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設にお

いて製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）において「に、「契約又は」を「契約、」に改め、「により受ける契約」の下に「又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から業務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から管理規程で定める手続により受ける契約」を加える。

（食品衛生法施行令の一部改正）

第四条 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項中「第七十四条の四十九の十三」を「第七十四条の四十九の十四」に改める。

（社会福祉法施行令の一部改正）

第五条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労

訓練事業

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第六条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百三十九号を第四百四十号とし、第四百三十八号の次に次の一号を加える。

第四百三十九 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）